

墨田区協治(ガバナンス)まちづくり推進基金審査会の進め方について ～審査会の時間短縮に向けた検討～

1 現状及び課題

採択時のプレゼンテーションや報告会、その後の評価の審議において、長時間化することがある。議論がし尽され、適正な評価ができる一方で、各団体の質疑時間に差が出ることの不平等感や、後半の発表団体の開始時間が大幅に遅れる等の課題がある。

(参考)

R4.5 「すみだの力・夢報告会」 予定時間：発表7分、質疑7分（全9団体）

質疑3～4名・10分弱/団体

R4.6 「すみだの力プレゼンテーション」 予定時間：発表10分、質疑10分（全3団体）

質疑6～7名・20分弱/団体

2 対応案

①採択のプレゼン及び報告会

➤ 審査会当日の質疑応答時間に制限（例：10分、3～4人程度 等）を設ける。

➤ 採択のプレゼンにおいては事前に書面による質疑応答を行う。

⇒疑問点等を解消できたうえで審査ができ、かつプレゼン当日の質疑応答時間が短縮できる。一方で、審査会委員及び団体双方にとって負担増となるため、報告会については時間制限のみ設ける

➤ 発表の必須項目を事前に伝えて、発表時間を短縮する。

⇒（団体数に応じて）団体の発表時間を5～7分程度とする。

②評価の審議

➤ 採択の審議の際に、一次審査（書類による形式審査）における事務局としての所見や、議論の焦点としていただきたい事項を提示する。

➤ 1団体につき審議時間の目安を設定する。（例：採択の審議…10分/団体、報告後の評価の審議…5分/団体）なお、事務局が時間管理を行う。

➤ 採択の審議において、申請総額が予算の範囲内であり、かつ基準点を超えている団体については、答申に盛り込むべきこと等、特段の意見について議論することとする。